

市民の個別要件

	対象
自治基本条例	<p>地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含まれます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。</p> <p style="text-align: center;">（自治基本条例案第2条解説）</p>
公職選挙	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 ●日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 <p style="text-align: center;">（公職選挙法第9条1項、2項）</p>
パブリックコメント	<p>市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者並びにパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者をいう。</p> <p style="text-align: center;">（生駒市パブリックコメント手続条例第2条3項）</p>
情報公開請求	<p>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">（生駒市情報公開条例5条）</p>
地方自治法	<p>市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。</p> <p style="text-align: center;">（地方自治法第10条）</p>